時事新報

明治十九年二月十二日　金曜日　(癸、卯)
舊丙戌正月九日
(西暦一千八百八十六年)

日　出午前六時五十二分　入午後五時三十七分
月　出午前十一時二十分　入午前零時十一分
滿潮　午前零時三十四分　午後零時五十九分

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓二十錢〇左ニ揭グル各地ニ於テハ賣捌所ヨリ配達料ナシニテ配達致候(但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ)

東京、横濱、横須賀　從新橋至小田原驛　高崎　七番　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　徳島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ケ谷　粕壁　杉戸　幸手　久喜　栗橋　千葉　登戸
寒川　佐倉　東金　市川　八幡　船橋
其他ノ賣捌所ニ於テハ配達料不申受候

時事新報廣告料(前金)一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五	五錢六厘
自三十一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八厘五	五錢五厘	五錢二厘
五十行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

仁心仁聞ありて澤及ばず

北米合衆國は信義の國なり蓋し米國の建國は當時英國政府の信義なきを憤り人生獨立の大義に據て十三州の聯合獨立を爲したるものなれば米國一個人々の信義は其嘗て本國なる英國の人々に比して固より同様なる筈なれども其一國を以て他に接するに當りて常に公義に據り理に循ひ義を見て敢て爲し强弱を以て交際上に輕重を爲さず今日地球滿面の荊棘中に一朶の梅花凛として立ち芳香馥郁人をして其高風餘烈を慕はしむるが如きものあるは其建國の体、自ら然るなり左れば米國建國以來百數十年間の外交政略を見るに信義の二字を以て之を貫き特に東洋諸國とは交際上に於ても弱を扶け强を挫くの俠氣を現はさると少なからざりき嚮きに我國に向て下ノ關砲撃の償金を返附し一昨年中佛清兩國の戰爭に於て支那の爲めに招商局の汽船を購買したるが如き其一斑を見る可きあり左れば次第にて我輩は一應米國の信義に感服したる處にて扨て一言と申すは我國條約改正の一事なり日本と歐米締盟各國との條約は一時の權宜に成りたる者にして夙に之を改正せざる可らざるは今更之を論ずるに及ばず米國も亦既に之を知り今を去ると十餘年前、前米國公使ビンガム氏の我國に來任するや首として條約改正の責に任じ爾後我國と華盛頓政府の間に談判ありて凡そ對等國の間に通用す可き程の條約九箇條を議定したるが其第十條に至て此條約は締盟各國中に不同意者あれば全く無効に歸するものなりとの一句を加へたるを以て前の九箇條も悉く畫餅に歸し其事の成行より考ふれば此條約は米國が他の締盟各國の如く條約改正に害あるものに非ず對等國として日本と交際する以上は其條約をも對等にするの覺悟ありとの意思を示し世界に披露するに止りたり左れば時に米國の信義國たると知らざる者有て米國は遠に寛大の量を示し眞實日本との條約を改正するの意あれども九箇條の條約は締盟各國の同意せざる者あるを承知して己れ獨り公平なると示さん爲め平なる條約改正の行れざるは米國の罪に非ず締盟各國の罪なりと披露し獨り其自由寛大の名を博したる者あり然らずんば何ぞ自國と日本との條約に締盟各國の同意不同意と問ひ其の如何に由て條約の有効無効と決するを要せんや云々と議するとあるも米國政府は之を辨解するに苦しむとならん蓋日本の條約は締盟各國同時に議定したる者に非ず故に其條約を改正するにも亦同時に調印するを要せざる英國ペルメルガゼット新聞の如きも頃日我條約改正の事を論じて日本の條約改正の困難なるは締盟十九箇國の心と同時に滿足する程の改正と施さんとするが故なりと云へり蓋卓見ありと申す可し勿論我輩の所見とても我國の條約を改正するに十九箇國別々に改正して十九樣の條約を生ずるを便とするには非ず唯先づ米國の如き信義國と公平不偏の談判を遂げて我條約を改正し以て締盟各國の標準と爲さんと欲するのミ此場合に當り兼ねて義俠の聞ある米國は眼中復た他國なると見ず直に日本政府に向て心の儘に條約と改正し締盟各國をして其風と聞て自から其心の鄙吝なると悔悟せしむるの勇氣なきか米國は嚮きに英佛蘭の三國を顧みず下ノ關砲撃の償金と我國に返附して獨り其信義を全うしたり今又他の締盟各國を顧みずして斷然日本の條約を改正し重ねて其信義を立つるとあらば誠に是れ義俠の振舞、米國建國の大義に稱ふとならん天下久しく信義の聲なし米國にして一日我條約改正を着過せば是れ一日其信義を傷くるものあり我輩は米國の爲めに窃に之れを掛念して已まざるなり

右の如く論ずれば或は不審を起して米國若し我國に對して相當の條約改正を許すときは我國にても亦相當の報酬と爲して或は内地雜居等の特許を與ふるとならん然るに歐洲各國は我國に對しく條約上最惠國の條款を有するが故に己れ我國との條約を改正せずして唯我國より米國に與へたる特許に均霑するとならん云々と論ずる者もある可しと雖も最惠國均霑の條款は右の場合に適用すると許さず今甲乙の二國ありて或る國と條約を締び其條約面に甲に利して乙に損するが如きとあらば乙は最惠國の權利に據て甲國丈けの利益に均霑するを得べけれども本論の場合にて我國が米國人に雜居するを許して米國が條約を改正して我れに與へたる利益に報酬するものなれば締盟各國縱令へ最惠國の條款を所有するも此利益に均霑する能はず若しも之れに均霑せんと欲せば米國の例を逐ふて速に其條約を改正するの外なる可らず左れば今米國に於て其信義を全うせんとの心算を以て獨り我國との條約を改正せんとせば我國は其好意を謝し相當の報酬を以て之れに應ずるも亦其不可を見ざるが如し米國は嚮きに九箇條の條約を定めて其信義に篤き所あるを示したり然るに當時米國は締盟各國の同意不同意に掛念せしが故に唯其仁心仁聞あるを示したるのみにて擇れ我國に及ぶ所なし我輩は米國が其仁心仁聞を今日に實にせんとを希望するものなり

官報

○布告第四號

明治十五年(十二月)第五十九號布告郵便條例第十六條及第二百十四條中左ノ通改正ス

第十六條

第一項ヲ改メ左ノ二項トナス

一 毒藥、劇藥、爆發燃燒シ易キ物品

一 流動物、流動腐敗シ易キ物、孵化スヘキ物、動物、植物、鋒刃器、硝子器、陶器等他ノ郵便物ヲ傷害スヘキ物品但十分ノ豫防ヲ爲シ郵便局若クハ郵便受取所ノ承認ヲ受ケタル郵便ニ差出スモノハ此限ニアラス

第二百十四條

第三項ヲ改メ左ノ二項トナス

一 流動物、流動腐敗シ易キ物、孵化スヘキ物、動物、植物、鋒刃器、硝子器、陶器等他ノ郵便物ヲ傷害スヘキ物品

一 第十六條第一項第三項及第四項ニ記載シタル物品

明治十九年二月十日

奉勅

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
遞信大臣 榎本武揚

(明治十九年二月十日官報號外)

雜報

○朝鮮騷ぎ　昨年の末に當り東京邊にて專ら風說する處に依れば韓客金玉均は兵を日本に募りて本國朝鮮に攻入らんとするの企ありと此際恰かも大坂其他の地方にて舊自由黨員等の捕縛せらるゝありて世評益々高く果ては日本支那朝鮮三國に連らなる大評判とありしかれども今日に至りては消えて跡なく全く一個の風聲鶴唳たりしかの想ひなきにあらず幸に我輩は近日此事件の顚末を聞くと得たるを以て延引ながら左に其次第を略記して讀者の參考に供せんとす

朝鮮人に姓名を趙觀といふ者あり少小にして甚だ無賴なり素と常人なれども其近親の婦人に宮中に仕へて國王の寵愛を被りたる者あるより家門自から餘澤に浴して生計に苦しむとなし趙觀は多年日本に來遊して是れと取留めたる學藝を學び得たるにはあらざれども最も日本語に巧みにして殆んど日本人に異ならず斷髪洋服して世間に交際するに人皆其朝鮮人たるみとと知る者なく且つ其性質豪奢を好み常に錢を費して愛まざるが故に日本人との交際も甚だ廣しといへども有限の旅費無限の奢侈を遂に自から支ゆること能はず明治十六七年の頃金玉均が日本在留中は毎に同氏に依賴して助力を仰ぎたることも少なからざりき是等の爲め趙觀は兼て金氏の黨與にはあらざれども今は日本に居て全く同氏の門下生の如くなりしことに事へたり

明治十七年十二月朝鮮變亂の後金玉均朴泳孝の一類は日本に渡來同十八年の春に至りて趙觀は金氏に策を獻じ自から朝鮮に歸りて爲す所あるべし假令へ區々たる大事を擧ぐるも金策の一事は方寸の中に在りとて只管懇願するを以て金氏も其言ふ所に任せて歸國せしめたるに趙觀の策都て齟齬して行はれず朝鮮人の見る所にては趙觀の身去年十二月の亂に與からずといへども日本に居て全く金玉均に從屬したるものなれば今は純然たる逆黨の一人として之を惡み京城に居ることさへ危險にして匆々日本に引還したるは明治十八年四月頃の事なりし

趙觀は日本に歸りて京城の近況を金玉均に報じて事の不如意を歎息する時々日本每の其中に何となく金氏に近づくを好まざるの情ある者ゝ如くなりしが一日從容として曰く多年金公閣下の愛顧を蒙りて高誼は謝する所を知らず今の時に當り一臂を振ひ平生萬分の